

令和4年度 一関市地域おこし事業費補助金募集要項

1 補助金の交付目的

一関市地域おこし事業費補助金は、市内の地域団体等が、地域おこしや人づくりの活動に自主的に取り組み、事業を行う場合の経費に対して補助します。

魅力、活力のあるまちづくり、地域づくりの活動に取り組みたい団体の、事業に取り組むきっかけを支援します。

2 制度の見直しの概要

- 補助対象となる事業が増えました。
- 補助対象事業の申請は3年を限度とし、継続年数によって補助率が変わります。
- 補助金交付までの流れが変わります。（詳細は7ページをご確認ください）
（添付書類は、補助金交付申請の際に提出いただく書類と概ね変わりありません。）
- 公開ヒアリング、審査会を経て、認定、採択された事業が補助対象となります。
- 「様式第2号 事業計画書」をはじめとして、提出書類の様式が変わります。

3 応募資格

次の要件に、いずれも該当する団体が応募できます。

- おおむね一関市民で構成された団体
- 10人以上で構成された団体

※ ただし、地域協働体、自治会など、団体の運営に対し補助を受けている団体及び、市が事務局を担っている団体を除きます。

4 補助対象事業

市内の、地域や民間の団体等が、地域おこしや人づくりについて取り組む、ソフト事業に対して支援します。

- (1) 産業の振興に資する内容や、地域資源・地域特性を生かした事業
- (2) 市内外で交流、連携するなどにより、市民活動や地域経済の活性化に資する事業
- (3) 次代を担う、人材の育成等に資する事業
- (4) 省エネルギー、再生エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築に資する事業
- (5) 安心・安全に暮らすことのできる、環境づくり等に資する事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、活力ある地域づくりに資する事業

- 同一の内容の事業 ※ について、複数年の事業提案をすることができます。
ただし、同一団体等からの同一事業の提案は、3年を限度とします。
- 事業内容が補助金の交付目的、対象事業に該当しないと認められる場合には、補助金の交付対象になりません。

※ 同一内容の事業とは、下記のような場合等を言います。

(例) 事業の実施場所、会場を変えて行う事業。

同じ団体や個人を呼んでの、コンサートやイベントの実施。

事業の対象者を変え、同じことに取り組んでいる事業。

5 補助対象外となる場合

4の『補助対象事業』に該当する内容であっても、下記にあてはまる場合は、補助対象外となります。

- (1) すでに市等から、委託、補助を受けた、受けている、受ける予定の事業
(他の助成制度などと重複して補助を受けることはできません)
- (2) 従来行われてきた活動の継続
- (3) 特定の者の利益になるような事業
- (4) その他、市長が適当でないとして認めた事業

6 補助対象期間と、補助金額

対象となる事業の期間	補助金交付決定の日から、令和5年（2023年）3月までに実施される事業		
補助金の額 (補助率)	申請1年目	対象経費の3分の2以内の額（上限額40万円）	※
	申請2年目	対象経費の2分の1以内の額（上限額40万円）	※
	申請3年目	対象経費の3分の1以内の額（上限額40万円）	※
	※ ただし、予算の範囲内で、限度額が変更になる場合があります。		

- 複数年度取り組もうとする計画、事業で、申請1年目に交付決定となった場合でも、3年間の補助金交付が確約されるものではありません。
複数年取り組む場合も、毎年の申請が必要になります。

7 補助対象経費

- 補助対象事業を実施するために直接必要な経費を対象とし、下記に記載のない経費は、原則として対象外となります。

科 目	内 容
報 償 費	・外部講師・指導者等への謝礼
旅 費	・外部講師・指導者等の交通費、宿泊費 ・講師等との事前の調整等に係る交通費
印刷製本費	・パンフレット・ポスター等の印刷代、資料のコピー代など
消耗品費	・資料・チラシ・ポスターなどの用紙代、DVD、電池、材料費など (事業の実施に必要な数量に限る)
燃 料 費	・燃料費
食 糧 費	・労務作業の際の飲物代及び研修講師の飲物代
使 用 料	・イベント、会議、ワークショップなどの施設及び設備の使用料 ※ 飲食を目的とするものを除く
賃 借 料	・事業実施に必要な機材のレンタル料等
通 信 費	・募集案内などの送料、会場までの備品等の宅配代など
委 託 費	・専門的な業務、作業を外部に委託する際の費用
保 険 料	・事業参加者の保険料など
備品購入費	・数年にわたり使用できる物品や汎用性の高い物品は個別に審査
そ の 他	・特に市長が必要と認める経費

以下の経費は補助対象外とします

- ・ 団体の運営にかかる経費や、事務所の維持管理費
- ・ 事業実施団体や、協働団体の飲食費
- ・ 外部講師、指導者等への土産代、接待代
- ・ 他の組織、団体に支払う負担金、助成金、寄付金

8 事前相談、事業提案書受付期間

【 ① 事前相談期間 】

4月4日（月）～4月11日（月） 9時～17時（土日祝日除く）

- ・ 事業提案したい団体は、事前に電話予約のうえ、期間内に必ず事前相談を行なってください。
- ・ 事前相談は、事業提案書提出時の添付書類『様式第2号 事業計画書』の内容に基づいて行ないます。

（様式第2号に記載して持参いただくと、相談がスムーズに行えます。）

【 ② 事業提案書 受付期間 】

4月12日（火）～4月19日（火） 9時～17時（土日祝日除く）

【 ③ 事業提案書 受付締切 】

4月19日（火） 17時 までに提出してください。

【 相談、事業提案書提出窓口 】

市役所まちづくり推進課、 又は 各支所地域振興課

【 募集要項、様式等 配布先 】

本募集要項、及び様式等は、上記窓口で配布しています。
また、『一関市協働推進ホームページ 輪っしょい!WEB』
からもダウンロードすることができます。



▶ホームページURL

輪っしょい!WEB / <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kyodo/>

9 応募方法、提出書類

必ず事前相談を必ず行ったうえで、下記の書類を市役所まちづくり推進課、又は各支所地域振興課の窓口へ持参してください。

- 窓口では、提出書類の不足がないか、記載漏れがないか等の確認を行います。
- 補足説明や、追加資料の提出などをお願いすることがありますので、必ず窓口に持参してください。メールや郵送による提出はご遠慮ください。

(提出書類)

No.	様式名称	様式番号	備考
1	地域おこし事業 事業提案書	(別記様式1)	
2	事業計画(実績)書	(様式第2号)	※
3	複数年 事業計画書 2. 事業計画書補足資料。複数年度取り組もうとする計画、事業を申請する場合、提出してください。	(別記様式2)	
4	収支予算(精算)書 • 個々の経費が高額(概ね5万円を超える)な場合には、具体的な積算根拠が記載された見積書の写しを添付してください。	(様式第3号の1)	※
5	団体の規約		※
6	団体の役員名簿、及び団体構成員名簿(住所入り)		※
7	事業提案書提出時 自己チェックシート	(別記様式3)	
8	その他、特に必要と認められる書類		※

- 備考欄 ※印の書類については、補助金交付申請時の書類と同様です。
- 補助金交付申請書は、審査会を経て、提案事業が採択された事業/団体に別途提出していただきます。

10 公開ヒアリング、審査会

事業提案書の内容について、提案団体から説明を行い、審査員によるヒアリングを受けていただきます。ヒアリングにより提案内容を確認し、認定事業の可否について審査します。

(1) 公開ヒアリング

日時：令和4年5月14日（土） 13時～16時（予定）

場所：一関市役所 議会棟 全員協議会室

- ※ 事業提案団体は、必ず公開ヒアリングに出席していただきます。
- ※ 申請団体の数によって、日程、場所を変更する場合があります。
- ※ ヒアリングは、別室へオンラインで公開することとします。

(2) 審査会 <非公開>

審査会では、提案された事業が地域おこし事業費補助金の交付対象として、ふさわしい事業であるかについて、総合的に審査し、認定事業の選考をします。

— 提案事業の認定基準は以下のとおりです —

- 事業を実施することで、魅力、活力のあるまちづくり、地域づくりに繋がるなど、補助金の交付目的を達せられる内容であるか。
- その事業を実施するための、具体的な事業計画となっているか。
- 事業計画を実現するために、適切な予算内容、収支計画となっているか。
- 特定の法人、または個人等の営利を目的にしたものではないか。

11 実績報告会

補助金を利用し事業を実施した団体は、実績報告会に出席し、取り組みの成果等について発表していただきます。

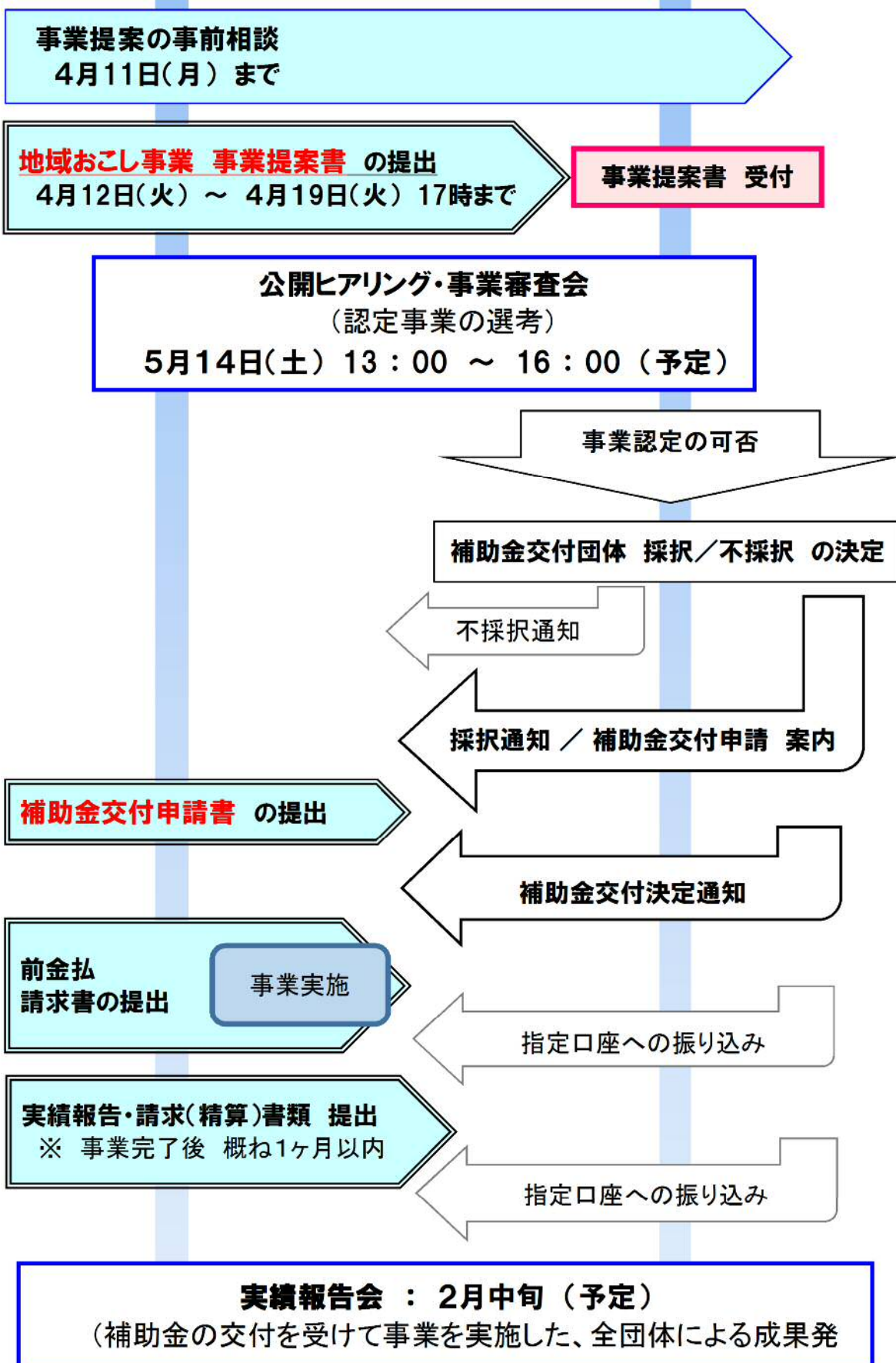
他団体の活動を知ることで、今後の参考としていただく機会としてください。

実績報告会：令和5年2月中旬頃（実施予定）

12 補助金交付に関する事業の流れ

【 事業提案／申請団体 】

【 市 】



ご相談・お問い合わせ

地域おこし事業に関するご不明な点は、まちづくり推進課または支所地域振興課までお気軽にご相談・お問い合わせください。

なお、お越しになる場合には、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

電話：0191-21-8671 FAX：0191-21-2164

E-mail：machi@city.ichinoseki.iwate.jp

花泉支所地域振興課	電話 82-2212	室根支所地域振興課	電話 64-3802
大東支所地域振興課	電話 72-4073	川崎支所地域振興課	電話 43-2111 (代表)
千厩支所地域振興課	電話 53-3904	藤沢支所地域振興課	電話 63-2111 (代表)
東山支所地域振興課	電話 47-2113		

★ 地域おこし事業費補助金の様式等はこちらのホームページからダウンロードいただけます。

一関市協働推進ホームページ 輪っしょい!WEB

URL <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kyodo/>



▶ホームページURL

“いちのせき市民活動センター”は 皆さんの活動をサポートします！

いちのせき市民活動センターでは、地域の課題解決のために活動している人たちや、これから活動しようとしている人たちへのアドバイスや情報提供などのサポートを行っています。

ニーズの発掘から、事業計画や予算書のつくり方、事業運営の仕方、事業報告書や決算書のつくり方までサポートしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

補助金を利用し、事業を実施した団体は、実績報告会に出席し、取り組みの成果等について発表していただきます。

いちのせき市民活動センター

〒021-0881 一関市大町4-29なのはなプラザ4階

TEL 0191-26-6400

FAX 0191-26-6415

Email center-i@tempo.ocn.ne.jp

いちのせき市民活動センター

せんまやサテライト

〒029-0803 一関市千厩町千厩字町 149

TEL 0191-48-3735

FAX 0191-48-3736



▶ホームページURL